

## 平成五年厚生省令第四十三号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第五条第三項、第九条第二項、第十条第三項、第十一条第一項及び第二項並びに第十四条並びに福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令（平成五年政令第三百十三号）第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院とする。

（認定の申請）

第二条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令（平成五年政令第三百十三号。以下「令」という。）第二項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第一による申請書及びその写し一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定書）

第三条 厚生労働大臣は、令第二項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者に別記様式第二による認定書を交付する。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成五年十月一日）から施行する。

附 則

（平成二年一月一日厚生省令第九一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

（平成二年一月一日厚生省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（平成十八年九月二九日厚生労働省令第一六九号）  
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則

（平成二二年三月三一日厚生労働省令第七二号）  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に使用されている証明書については、この省令による改正後の様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄  
（施行期日）

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一（第二条関係）

福祉用具研究開発認定申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令第2項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 福祉用具の研究開発の概要及び実施計画
- 2 1の研究開発を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設及び当該国有の試験研究施設を使用して1の研究開発を行うことが福祉用具の研究開発を促進するために特に必要である理由
- 3 1の研究開発を行う者が当該研究開発を行うために必要な技術的能力を有すること。

備考 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第二(第三条関係)

福祉用具研究開発認定書

番 号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令第2項の規定に基づき、下記1の福祉用具の研究開発は、下記2の国有の試験研究施設を使用して行うことが福祉用具の研究開発の促進のために特に必要であると認定する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 (印)

記

- 1 福祉用具の研究開発の概要並びに当該研究開発を行う者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
  - 2 1の研究開発を行うに当たって使用する必要があると認められる国有の試験研究施設
- 備考 用紙の大きさは、A4とすること。

## 別記様式第三

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

(裏面)	(表 面)
<p>福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(抄)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十七条 厚生労働大臣は、第八条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による質問又は立ち入り検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提出しなければならない。</p>	<p>質問又は立ち入り検査を行う職員の証(第十条関係)</p> <p>番号</p> <p>所属庁</p> <p>顔写真 (押出スタンプ)</p> <p>職名 氏名(生年月日)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 氏名</p> <p>印</p> <p>右の者は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づいて指定法人の関係者に対して質問し、又はその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。</p>